

静岡県公営企業の設置等に関する条例及び静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

静岡県公営企業の設置等に関する条例及び静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表1 (略)			別表1 (略)		
施設の名称	給水区域	1日最大給水量	施設の名称	給水区域	1日最大給水量
(略)			(略)		
静岡県富士川工業用水道	富士市	立方メートル 241,000	静岡県ふじさん工業用水道	静岡市及び富士市	立方メートル 1,007,100
静岡県東駿河湾工業用水道	静岡市及び富士市	立方メートル 1,316,000			
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例（昭和42年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第2条 使用料の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) <u>静岡県富士川工業用水道及び静岡県東駿河湾工業用水道</u> 次に掲げる額のうち当該工業用水道を利用する者が選択するいずれかの額 ア・イ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)	(使用料) 第2条 使用料の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) <u>静岡県ふじさん工業用水道</u> 次に掲げる額のうち当該工業用水道を利用する者が選択するいずれかの額 ア・イ (略) (3)・(4) (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条第1項第1号、第2条第1項第2号ア関係）

施設の名称	種別		算定単位	金額
静岡県ふじさん工業用水道	原水	基本料金	1立方メートルにつき	11円
		使用料金	1立方メートルにつき	1円40銭
		超過料金	1立方メートルにつき	24円80銭
	浄水	基本料金	1立方メートルにつき	17円
		使用料金	1立方メートルにつき	4円60銭
		超過料金	1立方メートルにつき	43円20銭
静岡県中遠工業用水道	基本料金		1立方メートルにつき	32円
	使用料金		1立方メートルにつき	12円
	超過料金		1立方メートルにつき	88円

備考

- 1 基本料金は、管理者が定める基本水量について適用する。
- 2 使用料金は、管理者が定める基本水量の月量の範囲内で使用した水量について適用する。
- 3 超過料金は、管理者が定める基本水量の月量を超えて使用した水量について適用する。

別表第2（第2条第1項第2号イ、第2条第1項第3号関係）

施設の名称	種別		算定単位	金額
静岡県柿田川工業用水道	基本使用料金		1立方メートルにつき	10円
	超過料金		1立方メートルにつき	20円
静岡県ふじさん工業用水道	原水	基本使用料金	1立方メートルにつき	12円40銭
		超過料金	1立方メートルにつき	24円80銭
	浄水	基本使用料金	1立方メートルにつき	21円60銭
		超過料金	1立方メートルにつき	43円20銭
静岡県静岡工業用水道	基本使用料金		1立方メートルにつき	20円
	超過料金		1立方メートルにつき	40円
静岡県西遠工業用水道	基本使用料金		1立方メートルにつき	32円
	超過料金		1立方メートルにつき	64円
静岡県湖西工業用水道	基本使用料金		1立方メートルにつき	32円
	超過料金		1立方メートルにつき	64円

備考

- 1 基本使用料金は、管理者が定める基本使用水量について適用する。
- 2 超過料金は、管理者が定める基本使用水量を超えて使用した水量について適用する。

附 則

この条例は、令和4年3月26日から施行する。